

防整施第5253号  
令和2年3月31日

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

整備計画局長  
(公印省略)

建設工事に係る技術業務の契約等における総合評価落札方式に係る競争参加向上型の試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和2年7月1日以降に入札公告を行う技術業務から、当面の間、試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事に係る技術業務の契約等における総合評価落札方式に係る標準評価基準の緩和の試行について（防整施第4676号。29.3.30）は、令和2年6月30日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 競争参加向上型総合評価落札方式に関する実施要領

## 1 目的

総合評価落札方式で発注する建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31。以下「事務処理要領」という。）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。以下「技術業務」という。）のうち、建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（防整施第5252号。令和2年3月31日。以下「実施細則」という。）別紙の第2アに規定する総合評価落札方式を適用する技術業務については、実施細則別紙の第4第1項において総合評価落札方式のタイプを定めているところであるが、国、地方公共団体又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する特殊法人等をいう。）の受注実績が少ない企業においても入札参加の機会拡大を図ることで競争性を更に高めるため、業務成績の評価を行わない競争参加向上型総合評価落札方式を試行することとする。

## 2 本方式の実施

本方式の実施に当たっては、本要領に定めるもののほか、実施細則により実施するものとする。

## 3 対象業務

当省が求める成果物が民間の実績においても数多く存在し、民間の実績により評価を行っても品質が低下するおそれがないと認められる業務を対象とする。

## 4 総合評価の方法

- (1) 実施細則別紙の第4第1項第3号に準じ、入札価格と技術等に対する総合評価の得点配分の割合は1：1とする。
- (2) 業務成績の評価を行わない代わりに、同種業務・類似業務の実績による評価を行う。そのため、同種業務の実績を設定する際は、過度な要件緩和を行わないよう留意すること。また、類似業務の実績を設定する際は、特定の者のみが参加可能とならないよう、適度な要件緩和に努めるよう留意すること。

## 5 評価基準

付紙による。

## 6 入札公告及び入札説明書への記載事項

入札公告及び入札説明書に次の事項を明記すること。

本業務は、競争参加向上型総合評価落札方式の試行対象案件である。

## 7 その他

本要領の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局施設計画課長と協議するものとする。

標準評価基準（競争参加向上型）

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト (点)
	判断基準		
企業の実績及び能力	業務実績	<p>(標準的な評価)</p> <p>元請けとして平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記のとおり評価し、最大5件分の評価を合計</p> <p>① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績</p>	<p>① 5 ② 2 (最大25)</p>
		<p>(同種・類似業務の数が少ないと見込まれ、5件分の評価が難しい場合は以下のいずれかの評価を行ってもよい)</p> <p>元請けとして平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記のとおり評価し、最大4件分の評価を合計</p> <p>① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績</p>	<p>① 7 ② 3 (最大25)</p>
		<p>元請けとして平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記のとおり評価し、最大3件分の評価を合計</p> <p>① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績</p>	<p>① 9 ② 4 (最大25)</p>
	地域業務実績	<p>元請けとして平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の実績を評価する。</p> <p>以下は評価例である。</p> <p>① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし</p> <p>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 0</p>
小 計			最大 30

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト (点)
	判断基準		
		<p>(標準的な評価)</p> <p>平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価し、最大5件分の評価を合計（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <p>① 同種業務の実績に管理技術者として従事した経験 ② 同種業務の実績に担当技術者として従事した経験 ③ 類似業務の実績に管理技術者として従事した経験 ④ 類似業務の実績に担当技術者として従事した経験</p>	<p>① 5 ② 2 ③ 2 ④ 1 (最大25)</p>

業務経験	業務経験	(同種・類似業務の数が少ないと見込まれ、5件分の評価が難しい場合は以下のいずれかの評価を行ってもよい)																		
		平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価し、最大4件分の評価を合計(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)	① 7 ② 3 ③ 3 ④ 2 (最大25)																	
		① 同種業務の実績に管理技術者として従事した経験 ② 同種業務の実績に担当技術者として従事した経験 ③ 類似業務の実績に管理技術者として従事した経験 ④ 類似業務の実績に担当技術者として従事した経験																		
業務経験	業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価し、最大3件分の評価を合計(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)	① 9 ② 4 ③ 4 ④ 2 (最大25)																	
		① 同種業務の実績に管理技術者として従事した経験 ② 同種業務の実績に担当技術者として従事した経験 ③ 類似業務の実績に管理技術者として従事した経験 ④ 類似業務の実績に担当技術者として従事した経験																		
配置予定管理技術者の経験及び能力	地域業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。) 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】	① 5 ② 2 ③ 0																	
	技術者資格	<table border="1"> <tr> <td>建築</td> <td>・1級建築士 ・その他</td> <td>5 0</td> </tr> <tr> <td>土木設計</td> <td>・技術士 ・博士 ・RCCM ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ・その他</td> <td>5 3 0</td> </tr> <tr> <td>土木監理</td> <td>・技術士 ・1級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ・公共工物品質確保技術者(I、II) ・RCCM ・その他</td> <td>5 3 0</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士 ・RCCM ・1級電気工事施工管理技士 ・その他</td> <td>5 3 1 0</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士 ・RCCM ・1級管工事施工管理技士 ・その他</td> <td>5 3 1 0</td> </tr> <tr> <td>通信設備</td> <td>・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士 ・RCCM ・1級電気通信工事施工管理技士 ・その他</td> <td>5 3 1 0</td> </tr> </table>	建築	・1級建築士 ・その他	5 0	土木設計	・技術士 ・博士 ・RCCM ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ・その他	5 3 0	土木監理	・技術士 ・1級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ・公共工物品質確保技術者(I、II) ・RCCM ・その他	5 3 0	電気設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士 ・RCCM ・1級電気工事施工管理技士 ・その他	5 3 1 0	機械設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士 ・RCCM ・1級管工事施工管理技士 ・その他	5 3 1 0	通信設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士 ・RCCM ・1級電気通信工事施工管理技士 ・その他	5 3 1 0
建築	・1級建築士 ・その他	5 0																		
土木設計	・技術士 ・博士 ・RCCM ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ・その他	5 3 0																		
土木監理	・技術士 ・1級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ・公共工物品質確保技術者(I、II) ・RCCM ・その他	5 3 0																		
電気設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士 ・RCCM ・1級電気工事施工管理技士 ・その他	5 3 1 0																		
機械設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士 ・RCCM ・1級管工事施工管理技士 ・その他	5 3 1 0																		
通信設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士 ・RCCM ・1級電気通信工事施工管理技士 ・その他	5 3 1 0																		
資格要件	技術者資格																			

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・1級〇〇施工管理技士</li> <li>・建築設備士</li> <li>・電気主任技術者</li> <li>・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</li> <li>・公共工物品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・公共建築工物品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・RCCM</li> <li>・〇〇を実施した経験を有する者</li> <li>・〇〇の実務経験を〇〇年以上有する者</li> <li>・その他</li> </ul>	5
		【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行わない。】	0
小 計			最大 35

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト (点)
	判断基準		
配置予定担当技術者の経験	業務経験	<p>平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <p>① 同種業務の経験</p> <p>② 類似業務の経験</p> <p>③ 経験なし</p>	<p>① 5</p> <p>② 2</p> <p>③ 0</p> <p>【各職種最大5】</p>
	地域業務経験	<p>平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。</p> <p>以下は評価例である。</p> <p>① 〇〇市内の同種又は類似業務経験</p> <p>② 〇〇県内の同種又は類似業務経験</p> <p>③ 経験なし</p> <p>【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】</p>	<p>① 5</p> <p>② 2</p> <p>③ 0</p> <p>【各職種最大5】</p>
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小 計			最大 10

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト (点)
		判断基準	
その他	ワーク・ライフ・バランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく認定 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)をいう。)</li> <li>・次世代法に基づく認定 (次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)</li> <li>・若者雇用促進法に基づく認定 (青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)</li> </ul> いずれか一つの認定を受けていれば評価する。	1
	若手技術者の活用	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置 ② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。	① 2 ② 1 (最大2)
	女性技術者の配置	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 女性技術者を管理技術者として配置 ② 女性技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。 ※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。	① 2 ② 1 (最大2)
	事故及び不誠実な行為	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ(原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等) ① 指名停止期間(累積): 6月以上 ② 指名停止期間(累積): 3月以上6月未満 ③ 指名停止期間(累積): 3月未満 ④ 書面注意(警告) ⑤ 口頭注意 ※ 過去6月とは公告日からさかのぼること6月以内に指名停止期間がある場合をいう。ただし、公告日から開札日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。	① -5 ② -4 ③ -3 ④ -2 ⑤ -1

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト (点)
		判断基準	
フロアの業務 ・実施 の工程 其他 方針 計画 ・実 所施	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10
「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」については、「10点、8点、6点、4点、0点」の5段階で評価を行う			
小 計			50

 必要に応じて選択する。